

木更津市市民課窓口関連業務派遣事業受託候補者選定委員会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、木更津市市民課窓口関連業務派遣事業受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 木更津市市民課窓口関連業務派遣事業（以下「事業」という。）における企画提案書等を総合的に比較検討し、最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業に係る企画提案書を提出している事業者（以下「事業者」という。）の審査及び評価並びに選定に関すること。
- (2) その他事業者の選定に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長および副委員長)

第5 委員長は、市民部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、市長公室経営改革課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6 委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(関係者の出席)

第7 委員長は、必要があると認められるときは、審査会に関係者に出席を求め、また、関係者に対して、資料の提出、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、市民部市民課において処理する。

(守秘義務)

第9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行し、受託候補者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表(第6関係)

委員長	市民部長
副委員長	市長公室経営改革課長
委員	総務部職員課長 市民部保険年金課長 財務部市民税課長 財務部収税対策室長 財務部資産税課長